

日本とオーストラリア: 平和と安定のための協力

共通のビジョンと目標

1. 玄葉光一郎日本国外務大臣, 森本敏日本国防衛大臣, ボブ・カー・オーストラリア外務大臣, スティーブン・スミス・オーストラリア国防大臣は, 9月14日にシドニーにおいて会談し, 地域的及びグローバルな安全保障問題並びに日本とオーストラリアとの間の安全保障及び防衛協力を前進させるための方策について議論を行った。
2. 日本とオーストラリアとは, 民主主義, 法の支配, 人権の保護及び開放された市場へのコミットメントを含む共通の価値と利益を共有する自然な戦略的パートナーである。
3. 日本とオーストラリアとは, アジア太平洋地域及びそれを超える地域において戦略的及び安全保障上の環境が変化する中で, 長期にわたる平和, 安定及び繁栄を確保するととの共通の戦略目標を共有している。
4. かかる目標の達成に資するため, 日本とオーストラリアとは, 次の諸方策を通じて, 安全保障及び防衛に関する事項につき, より一層緊密に取り組んでいくことにコミットする。

アジア太平洋における協力

5. 地域の安定を阻害する潜在的可能性のある問題について, 地域協力を強化するため, 交流を深め, 共に取り組むこと。
6. アジア太平洋における平和, 安定及び繁栄を引き受けることに引き続き資する, それぞれの米国との同盟への相互の支持を確保するとともに, この地域における米国の包括的な関与を維持, 強化する上で, 積極的なパートナーとして共に取り組むこと。
7. 日本, オーストラリア, 米国の3者間で, 日米豪戦略対話を通じて, 幅広い地域及びグローバルな問題に及ぶ三国間の政策調整及び実際的な協力を強化すること。
8. 中国の, ルールに基づいた国際秩序への責任ある, 建設的な参画と, 地域の繁栄と安定を促進する役割を支持する形で, 中国との前向きかつ包括的な関係を引き続き構築するとともに, 中国の軍事力の近代化と活動に関する公開性及び透明性の向上を促すこと。
9. インド, 大韓民国及びASEAN諸国を含む, 地域の他の諸国との安全保障問題に係る互恵的関係と協力を強化すること。
10. 朝鮮半島の長期的な平和と安定を達成するため, 北朝鮮に対して, 拉致問題等の北朝鮮における人道上の懸念の解決を含む, 関連する国際連合安全保障理事会決議や2005年の六

者会合共同声明における自らのコミットメントを完全に遵守するよう強く求めていくことも含め、関係各国と協力すること。

11. 地域のアーキテクチャー，特に東アジア首脳会議を強化し，この地域が直面する政治，安全保障，経済及びその他の諸課題についての協力を促進すること。
12. 東アジア首脳会議外相会合及び拡大ASEAN国防相会議を歓迎し，東アジア首脳会議，ASEAN地域フォーラム及び拡大ASEAN国防相会議における協力と実際の活動を支持すること。
13. 航行の自由，合法的な通商が妨げられないこと並びに南シナ海及びそれを超える地域における紛争の，国際連合海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に従ったルールに基づく平和的解決を含む，海上の安全保障及び安全に係る規範を地域において遵守することを促進すること。
14. 地域の開発途上国がミレニアム開発目標(MDGs)を2015年までに達成するよう支援し，国際連合による2015年以降の開発アジェンダの設定を支持することにより，開発問題に関する協力を前進させること。
15. 太平洋諸島フォーラム(PIF)及び太平洋・島サミット(PALM)を通じて，またPIFの「太平洋における開発協調の強化に関するケアンズ・コンパクト」及びその他の援助効果に関する国際的に認められた諸原則に従って，太平洋における持続可能な開発を支持する共同の努力を次のとおり強化すること。
 - (a) 民主主義，経済改革及び良い統治を促し，支持すること。
 - (b) 保健，教育及びインフラを改善すること。
 - (c) 漁業分野を含む，環境及び資源の持続可能性を促進すること。
 - (d) 海洋の監視を強化すること。
 - (e) 気候変動の影響に適応し，それを緩和すること。
16. 気候変動の影響並びに食糧，水及びエネルギーの安全保障に関する交流と協力を深化すること。

国際的な安全保障問題に関する協力

17. 国際的な安全保障上の懸案に取り組むため，国際連合を含むグローバル及び地域的なフォーラムにおける協力を深化すること。
18. 大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を防止するため，また，不拡散・軍縮に係る国際的な法的枠組みを支持するため，拡散に対する安全保障構想(PSI)を通じた協力，及び弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範における2013年から14年の日本の議長としての役割への支持を含む，地域的及びグローバルな行動を追求すること。

19. イランの核関連活動に対する正当な国際的な懸念の解決を達成するよう、取り組むこと。関連する国際的規範及び義務に立脚して、大量破壊兵器に関連する物資の管理と取引に対する地域的及びグローバルな関心を強化するよう、取り組むこと。
20. 核兵器不拡散条約の枠組みにおいてコンセンサスにて合意された結果を実効的にしていくため、日豪で設立した不拡散・軍縮イニシアティブにおいて、他のパートナーと取り組むこと。
21. 不拡散・軍縮に関するASEAN地域フォーラム会期間会合でオーストラリア、日本及びフィリピンが共同議長を務める2012年から2014年の期間を通じて、2015年のNPT運用検討会議のための地域における準備を行うこと。
22. 通常兵器の国際取引を規制する武器貿易条約の可及的速やかな合意のための国際的な努力に係る協力を、二国間及び共同起草グループ内において継続すること。
23. 軍民間の調整の向上を含む防災、並びに災害への備え及び対応に関する二国間及び地域的な協力を強化すること。日本が主催する意図を表明した第3回国際連合防災世界会議において、具体的な結果を実現するよう積極的に取り組むこと。
24. 災害への備え及び対応に責任を有する日豪の機関の間の情報交換、経験の共有及び共同演習の機会を探求すること。
25. サイバー空間における脅威の増大に対応するため、国際的な協力枠組みの形成を含む、サイバー問題に関する国際的及び地域的な対話を具体化することにより、共に取り組むこと。
26. 特に宇宙に関する国際的な規範の形成及び信頼醸成措置を含む宇宙の安全保障問題に関する協力を、二国間、米国も含めた三国間及びその他のパートナーとの間で強化すること。外宇宙活動における国際行動規範案を前進させるために共に取り組むこと。ASEAN地域フォーラムを含むこの地域を宇宙の問題に関与するようにすること。
27. 国際連合、グローバル・テロ対策フォーラム及び地域的なフォーラム並びに日米豪戦略対話を通じた米国を含むその他のパートナーとの協働の強化を通じて、テロ対策に関する協力を強化すること。
28. 日本の常任理事国入りを含む、国際連合安全保障理事会の改革の早期実現に向けた協力を強化すること。
29. アフガニスタンにおける安定と持続可能な開発を支持すべく協力すること。

二国間防衛協力

30. 地域的及びより広い国際的な安全保障及び防衛上の要請に対応するため、日本の自衛隊とオーストラリア国防軍並びに双方の防衛省・国防省が、緊密、効果的かつ短い予告時間の内に取り組むことができるよう、実際的な二国間の防衛協力を強化すること。

31. 日本とオーストラリアが、海上の安全保障、平和維持活動、人道支援・災害救援及び退避活動の分野において、共に運用を行うことができるよう、両国の防衛組織間の相互運用性を強化すること。
32. 今後5年間を視野に、効果的かつ柔軟な二国間防衛関係を促進する行動計画を維持すること。
33. 双方の防衛組織の相互運用性を高め、技量と能力を向上させるため、定期的な航空、陸上及び海上の演習及び関与を行うこと。
34. 相互運用性を支えるため、戦略、運用及び戦術レベルでの二国間の情報交換を深化すること。
35. 戦略、政策及び科学に携わる職員の交流を含む人的繋がり及び交流を拡張すること。
36. 日本の2011年の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」に留意しつつ、防衛分野における日本とオーストラリアとの科学技術協力を深化すること。
37. 双方に関心のある防衛科学技術の分野で情報交換を開始すること。
38. 日本の防衛省技術研究本部(TRDI)とオーストラリアの防衛科学技術機関(DSTO)との間の関係と結びつきを深化すること。
39. 東南アジア及び太平洋における防衛分野の能力構築に向けた協力の機会を検討すること。
40. 日豪物品役務相互提供協定の早期発効を通じて、演習、運用及びその他の実際的な交流の実施を含む日豪協力を深化すること。
41. 南スーダン共和国における日本の自衛隊とオーストラリア国防軍との協力に加えて、国際的な平和構築努力に貢献するため、協働の更なる機会を探求すること。
42. 既存の二国間の協力の枠組みが拡大している日豪関係のニーズを満たす形となるよう、既存の二国間の協力の枠組みをレビューし、必要に応じて、追加的なアレンジメントを行うこと。

三国間防衛協力

43. 米国との三国間防衛協力を強化すること。
44. 全3カ国の防衛組織間の相互運用性を強化すること。
45. 三国間の防衛大臣会合、三国間の安全保障・防衛協力会合(SDCF)及び三国間の軍種毎の対話を通じて、日本、オーストラリア及び米国との間の、強固で、定期的かつ実際的な協力を焦点を当てること。

46. 2020年までの間の、力強く、動的かつ柔軟な三国間防衛関係を促進する行動計画を作成し、実行すること。
47. 航空、陸上及び海上での協力を通じて、海上の安全保障を強化していくための各国の能力の改善に焦点を当てた、三国間の演習を実施すること。
48. 米国と日豪それぞれとの演習へのオブザーバーの交換を行うこと。

協議及び情報交換

49. 日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」会合)を、安全保障及び防衛関係を監督する上で、二国間の中心的メカニズムとして一層強化すること。
50. 二国間の協議及び調整を強化するため、「2+2」の高級事務レベル組織を、これを支える実務レベル協議プロセスとともに設置しつつ、現存する政務・防衛協議、防衛当局間協議及び軍種間の対話を維持すること。
51. 日本とオーストラリアの間の情報保護協定の署名を受け、情報共有を円滑化するための実際的な方策の検討、及びこの分野における協力的な努力の強化を含め、更なる関係を築き上げていくこと。